

「第四次山口県地域福祉支援計画」の概要

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「市町地域福祉計画」に基づき地域福祉を推進する市町の取組支援に関する基本的な事項を定める「第四次地域福祉支援計画」を策定

2 計画の位置づけ

社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」

3 計画の期間

2018年度～2022年度（5年間）

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 地域社会の状況

- ・地域のつながりの希薄化により支え合い機能が低下
- ・「生活困窮者」や高齢の親とひきこもりの子が同居する「8050」、親の介護と子育てが併存する「ダブルケア」など、複合的な課題が増加

2 県内市町における地域福祉計画の策定状況

19市町中17市町で策定（2017.4.1現在）

3 地域福祉に係る人材・組織等の状況

地域福祉活動を推進する人材・組織

- ・民生委員：3,765人
- ・福祉員：8,683人
- ・地区社協：270
- ・自治会福祉部：413箇所

4 第三次計画の推進状況

目標21項目中「達成したもの」12項目(57%)
「改善されたもの」9項目(43%)

〈主な指標〉

- ・生活関連事業者等と連携した見守り体制を整備した市町：19市町(100.0%)
- ・地域包括支援センター設置数：59箇所(103.5%)

5 国の動向

社会福祉法の改正（2018.4施行）

〈改正のポイント〉

- ・地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくり
- ・複合的課題に対応できる包括的な相談支援体制の整備

第3章 計画の基本目標と施策体系

1 基本目標

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現

2 施策体系

- ◆ 共に見守り、支え合う地域づくり
- ◆ 地域福祉サービスの基盤づくり
- ◆ 地域福祉の担い手づくり

第4章 施策推進の方策

I 共に見守り、支え合う地域づくり

1 地域住民相互による福祉活動の促進

自治会による福祉活動の充実や、地域リーダーの育成等による、住民が主体的に課題解決する取組の促進

- 重(1) 地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくり
- (2) 福祉意識の醸成

2 見守り・支え合い体制の充実・強化

見守り協定締結事業者の拡大、災害時の要配慮者への支援体制強化

- (1) 身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化
- (2) 災害時における要配慮者への支援体制の強化

II 地域福祉サービスの基盤づくり

1 地域福祉サービスの充実

各分野の公的福祉サービスの充実や、第三者評価の利用促進等

2 複合化・多様化する課題に対応した包括的な相談支援体制の整備

身近な圏域におけるワンストップ窓口の設置や様々な分野の機関の連携による包括的相談支援体制の強化

- 重(1) 生活圏域で地域住民の相談を包括的に受け止める体制の整備

- 重(2) 市町における包括的な課題解決機能の強化
- (3) 広域的・専門的相談支援体制の充実

3 権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護の取組の充実

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 権利擁護の取組の充実
- (3) 虐待防止体制の強化
- (4) 差別解消の取組の推進
- (5) 個人情報保護

4 ユニバーサルデザインの推進

パーキングパーミットの協力施設の拡大等、すべての人にやさしい社会環境の整備

III 地域福祉の担い手づくり

1 地域において主体的に福祉活動を担う人材の育成・確保

研修、セミナー等を通じた地域リーダーの育成等

2 福祉・介護サービスを担う人材の養成・確保

福祉・介護分野への多様な人材の参入・定着促進や研修等による資質向上

- (1) 人材の確保・定着
- (2) 資質の向上

3 多様な主体の活動促進

ボランティアやNPO等の福祉活動、社会福祉法人の地域公益活動など、多様な取組の促進

- (1) ボランティアやNPO等の活動の促進
- (2) 社会福祉法人による地域公益活動の促進
- (3) 企業等による社会貢献活動の促進

第5章 計画の推進・点検

1 計画の推進体制

県、市町、関係団体、地域住民等と連携し、計画の着実な推進を図る。

2 計画の点検・評価

計画に掲げる施策の推進状況や指標の達成度等について定期的に分析・評価を行う